# 日本消化管 CT 技術学会 学会誌投稿規定

## 1. 投稿資格

会員は学会誌に投稿する権利を有し、別途規定枚数以内であれば投稿料は無料とする。筆頭著者が非会員の場合は投稿料として 5,000 円を要し、採択の有無にかかわらず返却しない。なお、編集委員会からの依頼原稿に関しては非会員による投稿であっても無料とする。

### 2. 投稿原稿の採否

学術論文に対しては複数の委員による査読を行い、編集委員会において最終的に採否を決定する。

## 3. 論文の種類

原稿は、消化管 CT に関するもので、下記の種類に分類する。

学術論文(査読あり)

- a) 原著:独創性に富み、目的、結論等の明確な他学会誌を含めて未投稿の研究論文。
- b) 技術報告:新しい製品などの使用経験、既成装置等における工夫など臨床に役立つ情報に関する報告。
- c) 症例報告:消化管 CT に関連した興味ある症例の紹介で、他誌に報告されていないもの。

その他(査読なし)

- d) 講演記録:学術集会、セミナーにおいて発表されたもの。
- e) 特集: 決められた主題に基づき執筆される編集委員会からの依頼論文。
- f) 総説:特定の研究領域に関して特定の視野に基づいて体系的にまとめたもの。
- g) その他:上記に分類できないもので、編集委員会が必要と認めたもの。

#### 4. 記載の形式

a) 原稿は和文または英文とする。本文は、和文、英文とも 1 段組とする。

原稿の記述は、希望する種類、標題、著者氏名、所属、和文要旨(400 字以内)、和文キーワード (5 語以内)、英文標題、ローマ字著者氏名、英文所属、英文要旨(200 語以内)、英文キーワード (英文 5 単語以内)、本文、参考文献、各図表の説明文とする。

ただし、講演記録・総説については、要旨・キーワードは省略できる。

- b) 投稿原稿の長さは、すべて仕上がり 8 頁以内とする。
- c) 図表は特に指示がない場合カラーとする。図表の挿入位置は、本文中の該当箇所に (Fig.1) の様に入れ、各画像ファイルには記載順に通し番号 (Fig.1, Table.1) を記載する。原稿の末尾に、各図表の表題および説明文を通し番号順にまとめて記載する。

- d) 引用文献は本文に引用された順に[1],[2],[3]…と番号をつけ、末尾の文献の項に一括して記載する。
- e) 引用文献の記載方法。

雑誌の場合、著者名(3 名以内は全員、それ以上の場合 4 名以降は他または et al):論文名. 雑誌名(欧文はイタリック) 発行年(西暦);巻数:頁-頁。

- [例] 鈴木雅裕, 坂本崇, 平野雄士, 他: CTC の前処置法, 撮影法. 胃と腸 2012; 47.1: 25-33.
- [例] Sakamoto T, Mitsuzaki K, Utsunomiya D, et al.: Detection of flat colorectal polyps at screening CT colonography in comparison with conventional polypoid lesions. Acta Radiologica, 2012; 53.7: 714-719.

## 5. 投稿方法

- a) 初回投稿は、本学会ホームページの投稿原稿表題要旨と本文および添付図表の個別ファイルを本学会事務局へ E-mail で送付する。データが 10M 以上と大きい場合には、USB メモリーまたは CD に入れて下記住所に送付する。
- b) 〒104-0061 東京都中央区銀座 7-15-5 共同ビル2階 特定非営利活動法人 日本消化管 CT 技術学会 事務局

E-mail: ctc-tec-office@googlegroups.com

### 6. 校 正

著者校正は初校時 1 回のみとする。校正刷は指定の期日内に返送する。期限に遅れた場合には編集委員会の校正をもって校了とする。掲載原稿は原則として返却しない。

### 7. 著作権

本誌掲載の論文の著作権は日本消化管 CT 技術学会に帰属する。

#### 8. 別刷

別刷の料金は全額著者負担とする。別刷希望の場合は、必要部数を著者校正時に編集担当者に伝える。 また、別刷の送料も全額著者負担とする。

50 部まで:10,000 円(税抜)

※50 部を超える分については 50 部ごとに 5,000 円 (税抜) を加算する

(例:70 部必要の場合 15,000 円+税+送料 520 円=17,020 円)

### 9. その他

本学会会員の職種は医療関係者、工学研究者、医療機器メーカー研究者等と多岐にわたるため、専門用語や略語はできるだけ避け、使用する場合には必要に応じて簡単な説明を加えること。

平成 31 年 4 月 1 日 制定 令和 4 年 11 月 1 日 改訂